

「令和 8 年度インバウンド受入態勢強化業務」

業務仕様書

令和 8 年 6 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度インバウンド受入態勢強化業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

（1）目的

近年増加しているインバウンド個人旅行者（F I T）の誘客・周遊促進及び観光消費額の拡大を図るため、本県の民間事業者におけるインバウンド受入態勢の強化を目的とする。

（2）業務概要

本業務では、岩手県内の観光関連事業者等（飲食店、観光施設、宿泊施設等）を対象としたカタカナ英語の活用によるインバウンド対応力向上に関するセミナーの開催及び、セミナー後の個別指導支援により、県内事業者のインバウンド受入態勢の強化を図る。

また、F I T層の誘客拡大を目的として、観光関連事業者等が自らO T Aサイトにおいて岩手県の観光・体験型コンテンツを掲載し、プロモーションを行い、活用できるよう伴走支援を実施する。

（3）業務件名及び数量

「令和8年度インバウンド受入態勢強化業務」一式

（4）委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

（5）委託料の上限額

4,936千円（税込）

2 業務内容（仕様）

（1）インバウンド受入態勢強化業務（セミナーの開催等）

ア 周知・集客業務

受託者は、セミナーの周知及び参加者の確保にあたり、以下の業務を実施するものとする。

（ア）参加者の募集

観光関連事業者等を対象に、セミナー参加者の募集を行うとともに、問い合わせ対応及び参加申込の受付を実施すること。

（イ）広報資料の作成

セミナー参加者募集に係る広報用チラシデータを作成すること。

（ウ）参加申込手続の整備

参加申込については、Webサイトの申込フォーム等を活用し、簡便かつ円滑に手続が行えるよう整備すること。

イ セミナー開催運営及び個別支援業務

受託者は、セミナーの開催及び運営並びに個別支援について、以下の業務を実施するものとする。

（ア）セミナーの開催

① 実施概要

- ・ 開催形式は、現地会場とオンラインを併用したハイブリッド形式とすること。

- ・ 実施回数は2回とすること。
- ・ 実施場所は県内とし、集客効果が最も見込まれる地域を選定すること。
- ・ 参加者数は、オンライン参加を含め概ね80名程度を想定すること。

② 講義内容

カタカナ英語の活用により、事業者の英語対応への心理的負担の軽減を図るとともに、自信向上を促し、外国人観光客の満足度向上及びリピーターの増加につながる内容とすること。

③ 講師

講義内容に適した講師を提案し、招へいすること。

④ 会場

対面参加者30名程度を収容可能な会場を手配すること。

⑤ 配布資料

セミナー当日に使用する資料について、紙媒体及び電子データの双方を作成し、参加者へ配布すること。

⑥ アンケート

セミナー終了後、参加者に対しアンケートを実施すること。

⑦ オンライン対応

オンライン配信に必要な機材の手配及び運用（操作を含む）を行うこと。

(イ) 個別支援業務

① 対象事業者数

個別支援の対象は最大5事業者とする。

② 支援内容

以下の事項を含む実践的な支援を実施すること。

- ・ セミナーで習得したカタカナ英語の現場における活用支援
- ・ インバウンド対応に係る補助ツール（店内POP、翻訳アプリ、指差しツール等）の整備支援
- ・ 対話と補助ツールを組み合わせた現場における実践支援
- ・ 将来的に事業者が自立して継続的に対応可能となるような支援

(2) OTAサイトを活用した商品造成・販売整備、伴走支援業務

OTA商品造成・販売整備、伴走支援業務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 県内事業者の既存コンテンツの磨き上げ、もしくは、新規コンテンツの造成及び掲載並びに、掲載後の販売に関する伴走支援する事業者数を5事業者選定すること。

なお、選定する事業者の候補については、契約締結後、別途県と協議すること。

(イ) コンテンツ造成は、原則、1事業者1コンテンツとすること。

(ウ) 主なターゲットは、FIT層とすること。

(エ) 造成したコンテンツは、FIT層への情報発信が効果的と見込まれるOTA2社以上に掲載すること。

(オ) 伴走支援は、事業者が、支援後に自立して継続できるようにすること。

(3) 進捗管理・業務報告等

ア 進捗管理

本業務実施にあたっては進捗管理を行い、県が報告を求めた事項について速やかに報告すること。

イ 業務報告

次に掲げる実績について、県に報告すること。報告にあたっては、電子媒体で提出すること。

- (ア) 実績報告書
- (イ) セミナー参加事業者一覧など集客実績がわかるもの。
- (ウ) セミナーアンケート原本及び回答集計表
- (エ) 個別支援業務に係る実施状況報告（月1回）
- (オ) O T Aコンテンツ伴走支援対象事業者一覧
- (カ) O T Aコンテンツ商品造成にかかる支援業務内容が確認できるもの。
- (キ) O T Aコンテンツ造成内容、販売状況等が確認できるもの

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

- ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）
- イ 費用積算内訳書 6部（正本1部、副本5部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

(2) 留意事項

- ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

- ア インバウンド受入態勢強化業務
 - (ア) セミナーの内容は、観光事業者等が理解しやすい内容となっているか。
 - (イ) セミナーの内容は、観光事業者等がセミナー後すぐに実践できる内容となっているか。
 - (ウ) 個別支援の内容は、観光事業者等が、将来、自立して継続できるものとなっているか。
- イ O T Aサイトを活用した商品造成・販売整備、伴走支援業務
 - (ア) コンテンツの内容は、F I T層の誘客促進に対して効果的な内容となっているか。
 - (イ) 伴走支援の内容は、観光事業者等が、将来、自立して継続できる内容となっているか。
 - (ウ) 掲載予定のO T Aは、F I T層に対して効果的なものであるか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、

再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

（２）再委託の相手方

受託者は、上記「（１）再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。ただし、連携するOTAについては、この限りではない。

（３）業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 県は、上記「（１）再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

（４）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

（５）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

（６）個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) 報告書の作成

事業完了時に事業実施内容及びその効果を定量的に評価し、報告すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。